

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：古物営業法施行規則
根拠条項：第19条の14第1項
処分の概要：認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法令の定め：</p> <p>古物営業法施行規則第19条の12、第19条の5第2号から第5号まで又は第7号（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）、古物営業法第22条第4項、第3項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収）</p>
<p>処分基準：</p> <p>古物営業法施行規則第19条の14第1項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の12において準用する規則第19条の5第2号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
<p>問い合わせ先：</p> <p>北海道警察本部生活安全課保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p> <p>各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備考：